

ふるさと信州寄付金返礼品提供事業者 様

長野県総務部税務課長

ふるさと信州寄付金の返礼品の取扱いについて

平素より、本県の税務行政の推進にご理解、ご協力を賜り感謝申し上げます。

本県では、平成 19 年度にふるさと信州寄付金制度を開始して以来、寄付に対する返礼品の魅力もあいまってこれまでに 6 億 4,000 万円を超えるご寄付（件数では 44,000 件超）をいただき、県が行う事業や情報の発信など幅広く活用させていただいております。

一方、全国的に地方公共団体間の返礼品の競争が過熱しているほか、制度の趣旨に反するような返礼品が送付されているなどの指摘がなされており、今般、ふるさと納税に係る返礼品の送付等について、別添のとおり総務大臣から通知されたところです。

については、本通知において返礼品に関する一定の考え方が示されたことを踏まえ、長野県としましても本通知に沿って対応していく必要があると考えております。

具体的には、1 万円以上のご寄付に対する返礼品の調達価格の割合が 3 割を超えるものについては見直すこととし、混乱等を避けるために、まずは該当する返礼品をポータルサイトさとふるを含め一時停止した上で個別に対応を調整し、通知に沿った返礼品と判断ができたところで、再開していくこととしたいと考えております。なお、該当する返礼品につきまして、県から返礼品購入等を請け負う事業者（(株)さとふる 東京都中央区日本橋 2-2-2 マルヒロ日本橋ビル 3F）から個別に連絡を差し上げ対応する予定です。

対象となる事業者の皆様には大変ご迷惑をお掛けしますが、ふるさと納税制度の健全な発展のため、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

本通知に関するお問合せ先：右下署名欄のとおり

(株)さとふるお問合せ先：03-6895-1883※

(※10:00～17:00 土日祝祭日ならびに特定休業期間を除く)

(本通知に関するお問合せ先) 総務部税務課総務係 (課長) 荻原 浩文 (担当) 山口 護、浦崎 宏平 電話：026-235-7046 FAX：026-235-7497 電子メール: zeimu@pref.nagano.lg.jp
